

## 田辺市介護保険福祉用具購入費受領委任払いについて

介護保険制度における福祉用具購入費については、現在、利用者が購入費を全額支払った後に介護保険から給付を行なういわゆる償還払いとなっています。

福祉用具購入希望利用者の中には、購入費の全額負担が困難な方もおられるため、福祉用具購入費の支給を受ける被保険者が、福祉用具購入費の受領を事業者に委任した場合に、利用者が全額負担を行う必要なく、市が事業者に対して福祉用具購入費を支払うことができる受領委任制度を新たに導入します。

また、利用者が事業者を選択できるよう、委任を受けることのできる事業者は登録制とします。

なお、償還払いにより、福祉用具を販売する場合は、これまでどおり登録の必要はありません。

※ただし、介護保険法による「特定福祉用具販売事業」等の事業者の指定を受ける必要があります。

(対象者)

田辺市の被保険者であり、要支援・要介護認定を受けている方。

※保険料の滞納により、給付制限等の処分を受けている方は除きます。

(受領委任払いのできる事業者)

田辺市介護保険居宅介護福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱に基づき、登録を行っている事業者。

